

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第51回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成29年6月26日（月）10時26分～11時02分

於：総務省第1 特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、佐々木 百合、
島村 博之、菅 美千世、多賀谷 一照、永峰 好美、二村 真理子（以上8名）

第3 出席した関係職員等

安藤郵政行政部長、岡崎郵政行政部企画課長、森田信書便事業課長、
事務局：東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

(1) 分科会長の選任及び分科会長代理の指名について

(2) 諮問事項

ア 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並び
に事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可について

【諮問第1152号～1154号】（非公開）

開 会

○事務局（東） おはようございます。ちょっと時間が早いですが、もう皆さんお着きのようですので始めさせていただきたいと思います。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会第51回郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、4月18日に任命されてから初めての会合でございますので、皆様の互選により、分科会長が選任されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。

本日は委員8名、皆様にご出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、一部非公開にて行います。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に分科会長の選任をお願いしたいと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第4項の規定により、分科会長は委員の互選により選任する旨を定めてございますが、どなたかご推薦等がございますか。どうぞ。

○菅委員 皆様それぞれご見識の高い方がお集まりですけれども、前期の分科会において会長をされました樋口委員を推薦したいと思います。

樋口委員は郵政行政について高い見識を持っていらっしゃる方で、それから、前期もスムーズな進行をされたこと、そういうことから考え合わせまして、樋口委員をご推薦申し上げたいと思います。

○事務局（東） ただいま菅委員から樋口委員を分科会長にとのご推薦がありましたが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（東） ありがとうございます。

樋口先生、よろしゅうございましょうか。

○樋口委員 はい。

○事務局（東） ありがとうございます。それでは、樋口委員を郵政行政分科会分科会長に選任することとし、この後の議事の進行につきましては、樋口分科会長をお願いしたいと思います。それでは、樋口分科会長、分科会長席にお移りいただきまして、進行のほうお願いいたします。

（分科会長着席）

○樋口分科会長 早稲田大学の樋口でございます。謹んで分科会長を引き受けさせていただきた

と思います。よろしくお願いいたします。一言ご挨拶をさせていただきたいと思いますが、座って失礼します。

当分科会で審議いたします郵便行政及び信書便の行政等々に関しての諮問審議については、国民生活において非常に重要な事項ばかりでございます。皆様のご協力をもちまして、円滑に運営を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほど、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。まず、私が分科会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする分科会長代理を決めておきたいと思います。分科会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第6項の規定により、分科会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

分科会長代理には、前期に引き続き、清野委員をお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○清野委員 はい。謹んでお受けいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。それでは、清野委員、分科会長代理席にお移りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(分科会長代理着席)

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。清野分科会長代理、一言ご挨拶をお願いいたします。

○清野分科会長代理 清野でございます。分科会長代理として樋口分科会長を補佐し、また、委員各位のご協力を得た上で、円滑かつ的確に審議を進めるべく尽力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

次の議題の審議は、議事規則第9条第1項ただし書き及び第10条第2項の規定により非公開といたします。傍聴人がいらっしゃいませんので、このまま進めさせていただきます。

まず、諮問第1152号から1154号、特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可について、総務省から説明をお願いいたします。

課長、お願いします。

○森田信書便事業課長 よろしくお願いいたします。

今回は特定信書便事業への新規参入希望者、3者からの事業許可申請と許可取得済みの事業者5者からの変更認可申請でございます。

以下、許認可の種類ごとに3件の諮問事項についてご説明いたします。

まず、資料51-1でございます。諮問第1152号「特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可について」ということでございまして、表紙をとりますと、次、諮問書でございます。

特定信書便事業への新規参入意思を有する事業者3者からの事業許可申請と、許可取得済みの事業者2者からの事業計画の変更認可申請に対して、いずれも信書便法に掲げる基準に適合していると認められることから、許可及び認可いたしたく諮問するという内容になってございます。

次、別紙1、申請の概要について、横長の資料でございます。1ページ、2ページが申請者及び提供サービスの概要でございまして、1ページが新規の事業許可申請者で、関東の事業者2者、東海の事業者1者の計3者でございます。これらの申請者が現在営んでおります事業は、2者がビルメンテナンス業、1者が貨物運送業となっております。

提供予定のサービスは、1番目の申請者が信書便法第2条第7項第1号の役務、3辺73センチ超または重量4キログラム超の大型信書便の送達サービスですけれども、その1号のみ。2番目の申請者が3号役務、1通800円超のサービスのみ。3番目の申請者が1号役務、3号役務の提供を予定しております。今回は2号役務の新規参入はございませんでした。この3者のサービスの提供先としては、放送事業者、金融機関などが見込まれております。

次に2ページをごらんください。こちらは事業計画の変更認可の申請者でございます。2者から申請がございまして、いずれも2号役務、3時間以内に送達するサービスの提供区域を拡大するという変更内容でございます。具体的区域については後ほど説明いたします。また、2番目の申請者は、このほかに信書便物の配達方法及び送達手段の変更も行いたいということで、こちら後ほど触れますけれども、具体的には配達方法から郵便受箱への投函を除外するというのと、送達手段から自転車を除くという変更でございます。

3ページ以降、信書便法の許可基準への適合性についての説明をいたします。事業計画の変更の認可基準も同じ基準ですので、審査項目ごとに新規の事業計画と変更認可、まとめてご説明させていただきます。

それで、11ページの別紙2-1が新規事業許可の審査結果をまとめたものでございまして、13ページの別紙2-2が事業計画変更の審査結果でございます。これらの資料もあわせてごらんになりながら、ご説明をお聞きいただきたいと思います。

では、3つあります法定の許可基準、事業計画変更の認可基準も同様ですけれども、その1つ目の事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切か否かの観点からの説明をいたします。

3ページ、引受け及び配達の方法でございます。許可申請をした3者とも引受けの方法と配達

方法、ごらんのとおりに計画に明確に記載されております。

それから、後ほど説明します諮問第1154号とも関連しますが、信書便管理規程の遵守義務がある者が差出人から直接引き受けて、受取人に直接引き渡しなどをするということになっております。それから、下の段ですが、事業計画変更認可申請している2者のうち、この箇所の変更を行うのは、名前で見ますと、株式会社あしすと阪急阪神のみでございますけれども、配達方法から郵便受箱投函を除外しまして、フェイス・トゥ・フェイスの配達方法のみとするとしております。それ以外は、従前と同じで変更ございません。

以上を踏まえまして、今回、事業許可申請した3者の事業計画は、いずれも信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断しております。また、配達方法を変更する1者の事業計画についても、変更後も引き続き適切なものと判断しております。

次に、許可基準ないし認可基準の2つ目、事業の遂行上、適切な計画であるか否かの観点からの説明をいたします。

5ページをごらんください。各審査項目のうち、まず変更認可の申請案件だけに該当する2号役務の3時間審査の結果についてご説明いたします。2号役務の提供区域の追加を申請している2者の具体的エリアにつきましてはごらんのとおりですが、それぞれ3時間以内に送達できるということを当方でも確認しております。

1番目の申請者は、現在岐阜市を拠点に営業しておりまして、その近隣エリアでも2号役務を実施したいというものでございまして、車両運転による実測を申請者に行ってもらいますとともに、当方でも、ATISという交通情報サービスを利用した計測によって、送達に要する時間の確認を行っております。

それから2番目の申請者は、現在2号役務を大阪市の北区と、その西隣の福島区、徒歩で3時間かからないエリアですが、こちらで提供中でございますが、これに加えて、徒歩とバスまたは電車で、駅で見ますと、阪急梅田駅近辺から阪急宝塚線の庄内駅近辺の相互間、それから、もう一区域は、徒歩と電車で阪急梅田駅近辺と阪急宝塚駅近辺、その相互間を送達するというものでございまして、地図に落としますと、いずれも飛び地の提供区域となっております。これらにつきましては、車両運転時間計測用のATISというソフトが使えないので、申請者による実測に近畿総合通信局の職員が同行して、3時間以内に送達できるということを確認しております。

続きまして、6ページから9ページまで、信書便事業の収支見積もり、委員限りとなっておりますけれども、こちらの資料をごらんください。

6 ページと7 ページの、「その1 収入の部」のページでございますけれども、右端の信書便事業見込収入の欄に記載されております金額は、契約が見込まれる者との間で予定している契約額や顧客に対するニーズヒアリングの調査結果を考慮して、申請者のほうで算出したものでございます。それから、単価の欄ですが、3号役務の単価につきましては全て800円を超えているということで、3号役務は800円超との法の規定に適合しておるところでございます。

それから、ここに書いてないですけれども、1号役務の取り扱い予定信書便物のサイズ、重量につきましても、3辺合計73センチ超または重量4キロ超との法の規定に適合しているということは別途確認済みでございます。

続きまして、8 ページと9 ページ、「その2 支出及び利益の部」でございますが、こちらの信書便事業支出の欄の金額は、申請者のほうで項目ごとに積み上げた額、または兼業する事業との案分によって算出したものでございます。先ほどの信書便事業収入から、この信書便事業支出を差し引きしました信書便事業営業利益、右から2番目の欄でございますけれども、それから、一番右の欄の会社全体の当期純利益、いずれも初年度、翌年度ともにプラスと見込まれるということになっております。新規の3者、次のページの変更の2者もいずれもプラスになると見込まれております。ということで、事業収支の特段の問題は見受けられず、妥当な計画であると判断しております。

以上から、各5者とも事業の遂行上適切な計画を有しており、2つ目の許可基準ないし認可基準を満たしているところから判断しております。

最後に、許可基準ないし認可基準の3つ目、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かの観点からの説明でございます。

10 ページ、資金計画、委員限りの資料をごらんください。直近決算年度において、5者とも債務超過の状況になく、純資産の額はプラスでございます。また、事業開始に要する資金は各社とも全額自己資金による調達が可能である見込みということで、各者とも財産的基礎は十分と見ております。それから、自動車を送達手段とする申請者につきましては、その場合必要となる貨物法制上の許可、届出を既に行っているということも別途確認済みでございます。

以上より、各者、5者とも事業を適確に遂行するに足る能力、資力と資格を有しているものと判断しております。以上申し上げました、3つの基準の適合性の判断をまとめたのが11ページ以降の、別紙2-1と別紙2-2ということですが、そのほかに、別紙2-1の12ページの一番上に書いてありますとおり、いずれの新規の事業許可申請者も欠格事由には当たらないということを確認しております。

以上、全てまとめまして、各者とも信書便法に掲げる許可基準、あと、事業計画変更の認可基準に適合していると認められることから、許可及び変更認可をすることといたしたいと考えております。

続きまして、資料 5 1-2、諮問第 1 1 5 3 号「信書便約款の設定及び変更の認可について」をごらんください。表紙をとりますと、次、諮問書でございます。新規参入希望者から申請のあった信書便約款の設定の認可及び許可取得済み事業者 2 者から申請のあった信書便約款の変更認可についてご審議いただきたいと思います。

なお、今回は、新規の事業許可申請者 3 者のうち 1 者が一昨年の信書便法改正を受けて定められました標準信書便約款と同一の約款を定めることとしておりますので、約款の設定の認可申請者は、この者を除く 2 者からの申請ということになっております。

それで、次のページ、別紙 1 でございますけれども、こちらが信書便約款の認可申請の概要をまとめたものでございます。1 ページと 2 ページが新規設定に係る 2 者からの申請において共通して規定されている内容でございます。

こちらにつきましては、別紙 2-1、6 ページでございますが、設定の認可申請に係る審査結果概要の資料もあわせてごらんいただきたいと思います。

いずれの者も役務の名称及び内容、信書便物の引受け、配達、転送・還付、送達日数、料金收受、その他特定信書便事業の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものとこちらでは判断しております。また、特定の者に対する不当な差別的取扱いをする規定も見当たりません。以上、各者、2 者とも法令上の認可基準に適合していると認められることから、認可することといたしたいと考えております。

別紙 1 に戻りまして、3 ページ以下、こちらは約款の変更認可申請のあった 2 者の変更箇所を整理したものでございます。別紙 2-2、8 ページの変更認可のほうの審査結果概要の資料もあわせてごらんいただきたいと思います。

申請した 2 者とも、一昨年の法改正による特定信書便役務の範囲拡大を踏まえまして、取扱う信書便物の大きさを 3 辺 9 0 センチ超から 7 3 センチ超に引き下げる変更を行うというものでございます。ちなみに、両者とも 3 号役務は現在扱っておりませんので、1 号役務の大きさの変更だけとなります。

このほか、右側の申請者は先ほどの事業計画の変更でも登場した事業者ですけれど、その説明の際にも触れましたとおり、約款中に記載されております配達方法から郵便受箱投函の記載を削除するほか、次の 4 ページですけれども、料金收受方法についての記載から、現在利用のないク

レジットカード払いを削除する変更を行うというものでございますが、それ以外の記載内容に変更はございません。ということで、申請した2者とも引き続き認可基準に適合していると認められることから、この約款変更も認可することといたしたいと考えております。

最後、3つ目の諮問でございますけれども、資料51-3、諮問第1154号「信書便管理規程の設定及び変更の認可について」でございます。表紙をとりますと、次、諮問書でございます。新規参入希望者3者から申請のあった信書便管理規程の設定の認可及び許可済みの事業者2者から申請のあった信書便管理規程の変更認可についてご審議をお願いいたします。

別紙1が信書便管理規程の認可申請の概要をまとめたものでございまして、1ページと2ページが新規設定に係る3者からの申請において共通して記載されている内容でございます。この審査結果概要は4ページ、別紙2-1でございます。これもあわせてごらんいただきたいと思います。

いずれも信書便管理者の選任や信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、事故発生時の措置、教育訓練など、事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するために必要な規定が適切に記載されているものところでは判断しております。ということで、各者、3者とも認可基準に適合していると認められることから認可することといたしたいと考えております。

それから、別紙1の3ページが、変更認可申請のあった2者の変更箇所を整理したものでございます。こちらの審査結果は6ページの別紙2-2でございます。これもあわせてごらんいただきたいと思います。

2者のうち、右側の申請者から説明いたしますと、まず、事業場ごとに配置することになっております信書便管理者の選任基準を変更するというものでございます。具体的に言いますと、今、選任対象として、具体的ポストの固有名称を管理規程に書き込んでいるということですが、その規定を改めまして、役職レベルの表記に変更するというものでございまして、このポストの固有名称は将来組織改変などで変わっても管理規程上の記述と齟齬を来さないようにするというのが目的の変更でございます。ということで、この規程を変更した後も、引き続き、管理責任のある役職者から信書便管理者が選任されることになっております。

それから、3月の分科会でもご報告いたしました信書便事業分野における個人情報保護ガイドラインの改正を受けまして、顧客情報の管理についての規定内容の変更もあわせて行うということになっておりますが、変更後の規定も引き続き秘密の保護に配慮した明確な規定となっております。

左側の申請者も同様に、顧客情報の管理についての規定内容の変更を行います。ということで、

申請した2者とも引き続き認可基準に適合していると認められることから、この管理規程の変更についても認可することといたしたいと考えております。

最後に参考資料でございます。参考1が今回の事業許可申請が認められた場合の信書便事業への参入状況をまとめたものでございます。前回、事業許可の諮問・答申のあった2月で参入事業者496者になったんですけれども、それ以降に事業廃止をした者が2者おりまして、今回新たに3者加わるということで、合計497者になる予定でございます。

次の参考2は、全事業者名の一覧でございます。新規の事業許可申請者もこの一覧に赤字で加えております。事業廃止した事業者ですけれども、3ページの福岡県の欄の真ん中あたりに抹消線付された業者がありますけれども、こちらが昨年度の2月末に事業廃止したということでございます。[REDACTED]

[REDACTED]ということだそうです。

それから、2ページの下、大阪府の欄の一番最初の業者ですけれども、こちらは[REDACTED]
[REDACTED]ということでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

今回非常に珍しいですが、徒歩で送達をするということで、実際に当局者が同行して、徒歩と電車で配送する時間をしっかり計測しております。

○多賀谷委員 よろしいですか。

○樋口分科会長 はい、どうぞ。

○多賀谷委員 最初の資料の事業計画の変更の認可申請の概要のところ、8ページ、9ページのところをちょっと見ていただきたいですが、信書便事業営業利益のところを見ますと、8ページの右から2番目のところは信書便事業収入を分母として、営業利益を分子としている表です。

8ページのところは[REDACTED]ども、次の9ページは2つとも2号役務だと思
うのです。[REDACTED]
[REDACTED]

○森田信書便事業課長 たまたまということだと思いますけれども、9ページの最初の業者は、今、貨物運送業をされているところで、あわせて信書便事業も力を入れられるということで、[REDACTED]ということだと思います。

2番目の企業も、[REDACTED]ということで、特段2号役務だからどの事業者にも共通してこういう傾向があるということではないと思っております。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○多賀谷委員 はい。

○樋口分科会長 そのほかに何かございますか。

今の先生の質問ですが、10ページを見ますと、事業を開始する資金の額が前者3者と後者2者では違うので、その辺がやっぱり収益図に反映している可能性もありますね。

○多賀谷委員 そうですね。だから、ほかの会社は、信書便事業は全体のごく一部なわけですがけれども、特に[REDACTED]ため、一定程度の営業率がなければ、確かにやっていけないところはあるけど。

○森田信書便事業課長 あと、変更認可申請されるということは、今順調に信書便事業をされておって、さらに拡大しようというところなので、そういうのも割合に反映しているのかもしれませんが。新規のほうは、今までやっている事業と新たに行う信書便事業のシナジー効果を狙って、大々的というよりは、少し小さく生んで始めて、大きく育てていこうというところもあるかもしれませんので、そういう面も傾向としてあるのかもしれませんが。

○多賀谷委員 そうですね。7ページで見ると、単価もそんなに、別に目立って高いということはないので、ただ、要するに2号役務というのは3時間以内で細々と回ってというサービスですから、1号と3号とちょっと性質が違うかもしれません。

○樋口分科会長 それと、2ページを見てみますと、この2者ですけれども、顧客の需要に応じるためですから、やはり確たる顧客がいて、その範囲を広げるという変更ですので、やっぱりこれはマーケットとして彼らはちゃんと確保しているということだと思います。

○多賀谷委員 要するにバイク便ですね、名古屋と大阪をバイクで走り回る。

○樋口分科会長 特に後者のほうですけれども、これはグループですから、阪急、阪神の電車を使ってという話ですから、実にシナジー効果を狙って、電車を使った後は徒歩で配送するという非常にコストが安いと。

○島村委員 1つよろしいでしょうか。

○樋口分科会長 はい。

○島村委員 今の関連ですけれども、やっぱり徒歩だと人件費が大部分を占めていますが、つまり運ぶ人の人数が多いということですよ。信書便なので、当然運ぶ人の信頼性というのはどこまで見られているのかというのは、どのように審査していますか。

○森田信書便事業課長 信書便管理規程を作成してもらいまして、言うなれば、業務マニュアルみたいなものですが、そちらに教育訓練も含めて信書便の秘密を確保するような規定が定められているかということを審査しまして、あと、事後的には定期的に報告を求めたり、立入検査なりをして確認するということをしております。

○島村委員 じゃあ、一人一人見ているわけではないですね、もちろん。

○森田信書便事業課長 それは、はい。

○島村委員 国籍とかその辺もその規程の中にありますか。

○森田信書便事業課長 従業員についてはないです。役員については欠格事由の審査で犯罪歴がないかというのは確認しております。

○島村委員 犯罪歴だけ？

○森田信書便事業課長 そうです。

○島村委員 なるほど、はい。

○樋口分科会長 よろしいですか。そのほかにございますか。

○多賀谷委員 今後人が少なくなった場合、問題になるかもしれませんね。

○樋口分科会長 今後配達等々、今、市場で労働者が非常に不足していると、国籍条項という話のときに、しっかり日本語が読めて配達する方、先生はそれを指しておられますが、他方、もう適当に配達をしかねないことがあるかもしれないという懸念が示されたわけです。

○島村委員 ええ。そういう危険がないのかなという心配があっただけです。

○樋口分科会長 一応管理規程でその辺はしっかり管理をするようにしておりますが、もし何かあったら、追加の条項が必要になるかもしれません。よろしいですか。

ほかにご意見等ございませんようでしたら、諮問第1152号から1154号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。この際、各委員の方々から何かここでご発言、問い合わせ等々がございましたら出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○多賀谷委員 今の続きですが、信書便業務でDM等を配達するという例はあまりないと理解してよろしいでしょうか。

○森田信書便事業課長 DMの内容によりますけれども、信書でないものであれば運送業者でも

運べますし、もちろん信書便業者が運んでも問題ありませんので、DMを配達されるという業者も信書便事業者の中におられると思います。

○多賀谷委員 DMを大量に配達すると、途中で面倒くさくなって捨ててしまうという話が、日本ではあんまり、外国では出てきますので。

○樋口分科会長 日本でもたまにありますね。

○多賀谷委員 ありますよね。日本の場合、信書便という形で限定しているので、多分そういう問題は比較的起こりにくいだろうと思いますけれどもね。

○樋口分科会長 そのとおりと思っております。よろしいですか。事務局から何かございますか。

○事務局（東） 次回の日程につきましてご報告させていただきます。現時点では、9月5日火曜日の日程で次回会合の開催を予定しております。時間等、詳細につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、皆様方どうかよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 そのほかよろしいでしょうか。それでは、以上で本日の議事を終了いたします。本日はご出席、ありがとうございました。

閉 会